平成２１年（フ）第２６６２号
大阪市平野区平野南１－８－11マンションエスポワールプラザ５ＦＣ、住民票上の住所大阪市平野区平野東３丁目２番14号
破産者　長谷川　忠
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５４２号
大阪府高槻市栄町１丁目12番21―301号
破産者　本田　幸治
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１０９号
大阪府東大阪市横小路町５丁目８番34号
破産者　澤井　勝則
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９３号
大阪府豊中市本町５丁目11番５号
破産者　木部　一浩
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７６号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番７―1202号
破産者　小梶　拓史
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１２０号
大阪市東淀川区西淡路３－４－３　メゾン土井エリート302、開始決定時の住所大阪府豊中市北条町１丁目21番30号
破産者　近藤　恒久
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５２号
大阪市西成区花園北１丁目５番４号　ペントハウス花園201号
破産者　山崎　敏康
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３７号
奈良県桜井市大字芝435番地の49
破産者　常川　弘得
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５８号
大阪市東淀川区豊里１丁目７番31号　グランドハイツ嵯峨105号、前住所大阪市住之江区粉浜２丁目２番16号
破産者　ナカオ青果こと　中尾　一雄
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９５１号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番12―502号
破産者　野口　義明
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０９２号
大阪府吹田市中の島町４番55号
破産者　稲田　富江
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８８１号
大阪市北区長柄東２－３　28号棟1107号、開始決定時の住所大阪府吹田市五月が丘南17番15号
破産者　三宅　伸作
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７８号
大阪市東住吉区湯里２丁目21番７号　カサ・エルマーナ501号
破産者　徳永　　豊
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３０号
大阪市東淀川区豊新１丁目17番14号　マークス豊新202号
破産者　濱松　恵子（旧姓東）
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３９号
大阪府東大阪市若江東町１丁目３番17号　東町コーポ103号、前住所大阪府東大阪市若江本町１丁目２番46号
破産者　坂口　勝治
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４０号
大阪府東大阪市若江東町１丁目３番17号　東町コーポ103号、前住所大阪府東大阪市若江本町１丁目２番46号
破産者　坂口　昌子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４９号
神戸市兵庫区新開地４－３―14　カアサクニミ２－７Ａ、開始決定時の住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番13―504号
破産者　宮崎　恭彦
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５８号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町２番３号
破産者　樋口　　徹
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０６号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番１―207号
破産者　中野　　勉
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部